

# 相続税・贈与税・事業承継税制 改正のポイント

1  
全4回  
シリーズ

平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以降の相続税・贈与税等が大きく変わることにになりました。これから4回にわたり改正の要旨を解説していきます。と思います。

## 相続税の申告状況と今後の予想

国税庁が平成25年12月に発表した平成24年分相続税の申告状況によると、死亡者数約126万人に対し、相続税の課税対象になった人は約5万2千人で課税割合は42%となっています。つまり100人死亡した場合、相続税の申告が必要な人は4人強ということです。

ところが、今回の改正により平成27年分の相続税申告者数は大幅に増加することが予想されています。また、死亡者1人当たりの相続税額は平均2,388万円となっていますが、従来から相続税が発生すると想定していた方も平成27年1月1日以後の相続は当初の予想税額より多くの金額を納税することになります。

## 改正1 遺産にかかる基礎控除額の引下げ

今回の改正により次のように

遺産にかかる基礎控除額が引き下げられました。  
例えば、夫が死亡し法定相続人2人(妻、子供1人)の場合、改正前は遺産が7,000万円(5,000万円+1,000万円×2人)以内であれば相続税の申告は必要ありませんが、改正後はそれが4,200万円(3,000万円+600万円×2人)以内に引き下げられます。

改正前 (平成26年12月31日まで)
5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数
↓
改正後 (平成27年1月1日以降)
3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

「私には関係ない」という方もいらつしやると思いますが、例えば手許に現預金がありますが、生命保険金(相続人1人当たり500万円まで非課税)が多額な場合、自社の評価が高額になっている場合、自社に対して多額の貸付金がある場合等、関係ないとは言えないケースもでてきます。

## 改正2 最高税率の引上げ等

相続税の最高税率が法定相続人の取得価額が6億円を超える

部分の相続財産について55%に引き上げられるとともに、新たに45%の税率が設けられることになりました。(表1)

## 相続税額シミュレーション

この2つの改正によりどのようになり相続税額が変化するかイメージしやすいように表にしてみました。(表2・3)  
以上の通りかなりの増税となりますが、節税策だけを考えるのではなく、生命保険の非課税枠の活用等により積極的に納税資金の準備をすることも大切です。

【表2 配偶者がいる場合】 (1万円未満四捨五入)

相続財産の価額(万円)	～平成26年12月31日			平成27年1月1日～		
	子一人	子二人	子三人	子一人	子二人	子三人
5,000	0	0	0	40	10	0
7,000	0	0	0	160	113	80
10,000	175	100	50	385	315	263
15,000	600	463	350	920	748	665
20,000	1,250	950	813	1,670	1,350	1,218
25,000	2,000	1,575	1,375	2,460	1,985	1,800
30,000	2,900	2,300	2,000	3,460	2,860	2,540
50,000	6,900	5,850	5,275	7,605	6,555	5,963
80,000	13,550	12,150	11,075	14,750	13,120	12,135
100,000	18,550	16,650	15,575	19,750	17,810	16,635

(注1) 相続財産の価額は基礎控除前の金額です。  
(注2) 各相続人が法定相続分により相続した場合の金額です。  
(注3) 配偶者の税額軽減(配偶者の相続税額が法定相続分、または1億6,000万円まであれば、配偶者には相続税はかからない)のみ考慮してあります。

(例) 相続財産の価額7,000万円で、夫が死亡し、妻と子供2人が法定相続人の場合  
死亡日が平成26年12月31日までは相続税はかからないが、平成27年1月1日以降は相続税113万円がかかる。

【表3 配偶者がいない場合】 (1万円未満四捨五入)

相続財産の価額(万円)	～平成26年12月31日			平成27年1月1日～		
	子一人	子二人	子三人	子一人	子二人	子三人
5,000	0	0	0	160	80	20
7,000	100	0	0	480	320	220
10,000	600	350	200	1,220	770	630
15,000	2,000	1,200	900	2,860	1,840	1,440
20,000	3,900	2,500	1,800	4,860	3,340	2,460
25,000	5,900	4,000	3,000	6,930	4,920	3,960
30,000	7,900	5,800	4,500	9,180	6,920	5,460
50,000	17,300	13,800	11,700	19,000	15,210	12,980
80,000	32,300	27,100	23,700	34,820	29,500	25,740
100,000	42,300	37,100	31,900	45,820	39,500	35,000

(注1) 相続財産の価額は基礎控除前の金額です。  
(注2) 各相続人が法定相続分により相続した場合の金額です。

(例) 相続財産の価額7,000万円で、夫が死亡し、子供2人が法定相続人の場合  
死亡日が平成26年12月31日までは相続税はかからないが、平成27年1月1日以降は相続税320万円がかかる。

【表1】

各法定相続人の取得金額	平成26年12月31日まで	平成27年1月1日以降
～1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超～3,000万円以下	15%	15%
3,000万円超～5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超～1億円以下	30%	30%
1億円超～2億円以下	40%	40%
2億円超～3億円以下		45%
3億円超～6億円以下	50%	50%
6億円超		55%



著者  
プロフィール

スダ ユキヒデ  
須田 幸英

出身 新潟県小千谷市  
資格 新潟県小千谷市  
税理士・中小企業診断士  
事務所 須田幸英税理士事務所  
〒959-2012  
阿賀野市天神堂352番地2  
TEL 02550639782  
URL <http://sudazeirisi.com/>